

マネー・ローンダリング等防止に関する方針

三菱 HC キャピタルグループでは、マネー・ローンダリング並びにテロ資金供与の防止（以下、「マネー・ローンダリング等」）および制裁対象者との国連、国際機構、及び各国による経済制裁措置の趣旨に抵触する取引関係の排除のための態勢強化を図っています。

- 1.適用される国内外の全てのマネー・ローンダリング等防止に係る法規制を遵守します。
- 2.マネー・ローンダリング等の防止を重要な課題と認識し、経営陣はこの課題に主体的かつ積極的に取り組みます。
- 3.国連安全保障理事会の決議や、OFAC 等にて指定された制裁対象者については、適用される法令等に従い、取引時に適切な確認をします。
- 4.リスクベース・アプローチの考え方に則り、マネー・ローンダリング等に関するリスクに見合った適切な顧客および取引の管理を実施します
- 5.取引を継続的にモニタリングし、マネー・ローンダリング等への関与が疑われる取引があれば必要な届出を行います。
- 6.研修プログラムを継続的に運営し、役職員の意識および業務能力の維持向上を図ります。
- 7.定期的な内部監査等によりマネー・ローンダリング等防止に適切な運営を確保します。

制定： 2021年 4月 1日